

発達障がい児者の方も 加入できるように なりました!

全国知的障害児者生活サポート協会では、当協会が会員向けの補償制度として提供を行っている「生活サポート総合補償制度」を、今般、発達障がい児者の方にも2024年4月1日補償開始分からご加入できるよう改定を行いました。

ぜひ、この機会にご検討・ご加入ください。

ご加入いただける方は、発達障がい児者として、以下の①～④のいずれかに該当される方です。

1

特別支援学校・学級／通級指導教室に通っている方
もしくは在籍していたことがある方



2

精神保健福祉手帳をお持ちの方



3

【障害福祉サービス受給者証】 交付がある方



4

医師などから「発達障がい」と診断されている方



上記に該当しない方でも、ご加入いただける場合があります。

詳細は、パンフレット記載の事務局または担当代理店までお問い合わせください。

また、症状等の確認を別途行う場合があります。予めご承知おきください。

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会